



平成 24 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 アップ
代表者名 代表取締役社長 尾上 嘉基
(コード番号 9 6 3 0 東証第二部)
問合せ先 執行役員 松本 浩志
(TEL. 0 7 9 8 - 6 4 - 7 4 0 0)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに

全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定のお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 23 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」（以下「平成 24 年 4 月 23 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号の定めをいいます。以下同じです。）に係る定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記 1. ②において定義します。以下同じです。）の全部取得について、第 35 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 24 年 7 月 19 日までの間、整理銘柄に指定されたあと、平成 24 年 7 月 20 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を、株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」といいます）において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 24 年 7 月 24 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を、平成 24 年 7 月 25 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 260,000 分の 1 株の割合をもって当社 A 種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 24 年 4 月 23 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①ないし③の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下「本子会社化手続」といいます。）について必要なお承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による一部変更後の当社定款を一部追加変更し、当社普通株式に当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 260,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による一部変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、全部取得条項付普通株式の各株主様に対して、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 260,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社ベネッセホールディングス及び株式会社マルユ以外の各株主様に対して割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

2. 当社定款の一部変更（本子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本子会社化手続のうち②の定款変更は、本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 24 年 4 月 23 日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更 (1)）」に記載のとおりであり、また、本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会

議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更(2)）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、本子会社化手続のうち②の定款変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成24年7月25日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、本定時株主総会第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成24年4月23日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条並びに本子会社化手続のうち①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社が、取得日（下記(2)をご参照下さい。）において、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を260,000分の1株の割合をもって交付するものです。株式会社ベネッセホールディングス及び株式会社マルユ以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 取得日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本定時株主総会における承認可決により、本子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成24年7月25日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式260,000分の1株を交付いたします。また、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従い売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得て、当該A種種類株式を、株式会社ベネッセホールディングスに売却することを予定しています。この場合の当社のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に金1,050円（平成24年2月1日より行われた公開買付けにおける1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。

4. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は、以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更(1)）の効力発生日	平成24年6月20日(水)
当社普通株式の東証における整理銘柄への指定	平成24年6月20日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年6月21日(木)
当社普通株式の東証における売買最終日	平成24年7月19日(木)
当社普通株式の東証における上場廃止日	平成24年7月20日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年7月24日(火)
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更(2)）の効力発生日	平成24年7月25日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成24年7月25日(水)

以上